特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
15	国民健康保険(給付)に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊予市は、国民健康保険(高額療養など)に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊予市長

公表日

令和4年9月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	国民健康保険 給付(高額療養費・高額介護合算療養費・国保療養費・出産育児一時金・葬祭費・食事 差額)						
②事務の概要	国民健康保険加入者の病院での診療明細情報(レセプト)の管理、高額療養費の計算を行っている。また、高額療養費、高額介護合算療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務およびその管理を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書に関する確認						
③システムの名称	国民健康保険給付システム、統合宛名システム、国保総合システム、国保集約システム、中間サーバー						

2. 特定個人情報ファイル名

1. レセプト情報ファイル、2. 高額療養費支給情報ファイル、3. 国保療養費支給情報ファイル、4. 出産育児一時金支給情報ファイル、5, 葬祭費支給情報ファイル、6. 食事差額療養費支給情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一 30の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二					
	(別表第二における情報提供の根拠) 2、3、5、9、12、15、17、22、26、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、97、106、109、 120の項					
	(別表第二における情報照会の根拠) 42、43の項					

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	伊予市市民福祉部市民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 伊予市 総務部 総務課 799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 伊予市 市民福祉部 市民課 799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かい いつ時点の計数か 3		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		平成31年3月31日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		平成31年3月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類 アンファイン		
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ』	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・3	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	I 1 ③システムの名称		国保集約システム、中間サーバー	事後	
令和4年9月30日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、8 7、97の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 2、3、5、9、12、15、17、22、26、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、97、106、109、120の項	事後	記載内容の見直し